転 出 届（ 郵 送 用 ）

異動年月日 （転出日）	年　　月　　日	
ﾌﾘｶﾞﾅ		
新住所 （転出先住所）		
旧住所	葛飾区 （方書　　）	世帯主

異動者		氏名（フリガナ）		生年月日	住基カード ／ 個人番号カード
	1			大正・昭和 平成・令和　　年　　月　　日 西暦（外国籍の方のみ）	有 ・ 無
	2			大正・昭和 平成・令和　　年　　月　　日 西暦（外国籍の方のみ）	有 ・ 無
	3			大正・昭和 平成・令和　　年　　月　　日 西暦（外国籍の方のみ）	有 ・ 無
	4			大正・昭和 平成・令和　　年　　月　　日 西暦（外国籍の方のみ）	有 ・ 無
	5			大正・昭和 平成・令和　　年　　月　　日 西暦（外国籍の方のみ）	有 ・ 無

住基カードまたは個人番号カード 『有』 が一人でもいる場合は下記のチェックをお願いします。

次の１～６が全て「はい」に該当した場合は、「転入届の特例」（通常転出時に発行する転出証明書の代わりに住基カードまたは個人番号カードを使った転入）になります。新住所地での「転入届の特例」の手続きの際には、住基カードまたは個人番号カードを必ず持参してください。1つでも「いいえ」がある場合は、紙の転出証明書を発行いたします。

※新住所地での住基カード/個人番号カードの継続利用にはカードの暗証番号の入力が必要です。

	はい	いいえ
1、転入日から14日以内に必ず転入届出に行く	□	□
2、転入届出時、紛失・破損していない住基カード/個人番号カードを持参できる	□	□
3、本人または転入する同世帯の方が、住基カード/個人番号カードを持参して転入の届出に行く	□	□
4、転出予定日から30日以内（予定転出）又は転入日から14日以内（確定転出）に必ず転入届出に行ける	□	□
5、住基カード/個人番号カードの有効期限内に転入届出に行ける	□	□
6、夜間や休日開庁時に転入手続きに行かない	□	□
住基カード/個人番号カードを使用した転入の手続きではなく、紙の転出証明書を希望する場合は右にチェックしてください	□	

届出日	年　　月　　日
届出人氏名 （署名又は記名押印）	（印）
電話番号 （日中の連絡先）	（　　）　　―

＊記載内容に不明な点がある場合等は、ご連絡する場合があります。

【届出に必要なもの】 ①この**届出書**（太枠の中を記入し、署名又は記名押印してください。）
②**本人確認書類**の写し（コピー）〔運転免許証、パスポートなど官公署発行の顔写真付証明なら1点。顔写真のないものなら2点以上（保険証、年金手帳、通帳など）。〕※有効期限内に限る
③**110円切手を貼った返信用封筒**（定型内。**海外転出、「転入届の特例」の方は不要**です。）

・**新、旧どちらかの住所にのみ送付可能**です。 ・新住所に送付できるのは異動年月日（転出日）以降です。

【送付先】　〒124－8555　葛飾区立石5－13－1　葛飾区役所　戸籍住民課　住民記録係
電話　03－3695－1111（代表）　内線2254　2255　2256

※切手を貼る場合、正規料金分の切手を添付してください。

※転出する方の住民基本台帳カード/個人番号カードは、新住所での転入手続きで必要になりますので、紛失したりこの届出書と一緒に誤って郵送することのないようにご注意ください。